

目 次

- 平成 1 9 年 4 月以降の長期給付に充てるべき積立金の運用について … 1
- 被用者年金制度の一元化に係る要望書について …………… 2

公告第 1 6 号

平成 1 9 年 4 月以降の長期給付に充てるべき積立金の運用について

平成 1 9 年 4 月以降の長期給付に充てるべき積立金の運用については、平成 1 8 年 6 月 2 日招集の第 1 3 0 回組合会において、次のとおり議決されたので公告する。

平成 1 8 年 6 月 5 日

長野県市町村職員共済組合

理 事 長 伊 藤 喜 平

平成 1 9 年 4 月以降の長期給付に充てるべき積立金の運用について

長野県市町村職員共済組合（以下「当組合」という。）は平成 1 9 年 4 月以降の長期給付に充てるべき積立金について、自主運用は行わない。

ただし、当組合が全国市町村職員共済組合連合会より預託を受けた下記については、管理運用を行う。

記

- 1 貸付経理等の他経理への貸付金の運用
- 2 構成市町村が発行する縁故地方債の引受けによる運用

公告第 17 号

被用者年金制度の一元化に係る要望書について

被用者年金制度の一元化に係る要望書については、平成 18 年 6 月 2 日招集の第 130 回組合会において、総務大臣あてに要望書を提出することについて議決されたので公告する。

平成 18 年 6 月 5 日

長野県市町村職員共済組合

理事長 伊藤喜平

被用者年金制度の一元化に係る要望書

公務員は労働基本権が制約されているとともに、身分及び職務上の制約等が課せられているも、退職後の生活に不安を持ち越さずに職務に専念できる条件を整備するため、退職共済年金制度が措置されている。また、相互救済を目的とする共済組合制度を設け、もって公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とし、長期給付（年金）、短期給付（医療等）、福利厚生が三位一体となって年金積立金などを活用した事業展開を行い、公務員と家族の生活安定、福祉向上のための総合的な社会保険制度の役割を果たしている。

一方、政府は 4 月 28 日に閣議決定した「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針」において、①公的年金としての職域部分は 2010 年に廃止する、②新たに公務員制度としての仕組みを設けることとし、人事院において調査を実施し、その結果を踏まえ制度設計を行う、③積立金の運用主体の在り方については、資金規模やその市場影響をどのように考えるか等の観点から、更に検討する、④各共済年金の独自運用については、その果たしている役割や運用の観点に立った評価等を踏まえ、必要な範囲で確保する方策を講じる、⑤事務組織等の取扱いについては、一元化にふさわしく、無駄のない効率的なものとする観点から、更に検討する等としている。

よって、政府においては、将来に向けて安定した公務員共済年金制度を構築する立場から、今後の被用者年金制度の一元化に係る検討について、下記の措置を講じるよう強く要望する。

記

1. 公務員共済年金制度及び共済組合組織については、自主的・主体的な運営を確保・尊重すること。
2. 積立金については、公務員共済組合の自主的・主体的な管理・運用を確保すること。
3. 職域部分の廃止に伴う公務員制度としての新たな仕組みの構築については、民間の企業年金等に係る正確な実態調査を踏まえるとともに、関係者の意見に留意すること。